守秘義務対象参考資料貸与申込書

　（宛先）大田区長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

当社は、大田区（以下、「区」という）が実施する「大田区矢口地区公共施設整備に係る基本方針作成業務委託公募型プロポーザル募集要項」に基づき、参加を検討すること（以下、「本目的」という）を目的として、開示資料の提供を希望します。開示資料の提供に当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

（利用の目的）

第１条 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象参考資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

（秘密の保持）

第２条 当社は、区から提供を受けた守秘義務対象参考資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は区の事前の承諾ある場合のほか第三者に開示しません。

（善管義務）

第３条 当社は、区から提供を受けた守秘義務対象参考資料を、善良な管理者としての注意をもって取扱うことを約束します。

（個人情報）

第４条 区から提供を受けた守秘義務対象参考資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により、区に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用・保持し、かつ、法令等により区及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

（期間）

第５条 本書に基づき当社が負う義務は、応募提案書の提出に至らなかった場合及び選外となった場合であっても、存続するものとします。

（損害賠償義務）

第６条 当社の本書に違反する行為により秘密が漏えいした場合は、当社は、それにより区に生じた損害を賠償することを約束します。

（書類の破棄）

第７条 区から情報提供を受けた守秘義務対象参考資料は、応募提案書の提出に至らなかった場合及び選外となった場合、その写しを含めて速やかに破棄することを約束します。

２ 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、判定、命令等により守秘義務対象参考資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定による守秘義務対象参考資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めすべて破棄することを約束します。

３ 当社は、前２項の規定に基づき守秘義務対象参考資料を破棄したときは、区に対しその旨を報告します。

担当者氏名

電話番号

E-mail